

県政モニター設置要綱

(目的)

第1条 県民中心の開かれた県政を推進するため、県政への関心を高め、広く県政に参加するとともに、様々な視点での意見、要望を募る「県政モニター」(以下、「モニター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 モニターが行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 県政に対する提案、意見、要望等(以下「提言」という。)を提出すること。
- (2) 県政の課題に関するアンケート調査に回答すること。
- (3) 意見交換会に参加すること。

(資格)

第3条 モニターとして委嘱する者は、第2条に規定する職務を日本語で行うことができる者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 議員及び首長(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者)
- (2) 国職員(国家公務員法(昭和22年法律120号)第2条に規定する一般職又は第3条に規定する特別職)
- (3) 地方公共団体職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項第1号(ただし、就任について地方公共団体の議会の議決若しくは同意によることを必要とする職に限る。)、第1号の3、第4号若しくは第6号に規定する特別職にある者)

(委嘱)

第4条 県はモニターに応募してきた者及び推薦を受けた者のうちから、第3条の資格を確認し、モニターとして委嘱する。

(任期)

第5条 モニターの任期は、その委嘱の日から当該年度末までとする。

(個人情報等の保護)

第 6 条 モニター申込時に収集した個人情報及びアンケートの回答内容等の情報は、個人情報保護法及び大分県個人情報保護法施行条例に基づき適切に取り扱うものとする。

(禁止事項)

第 7 条 モニターは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター、本県又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (4) 他のモニター、本県又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 本制度の運営を妨害する行為
- (6) 虚偽の応募又は調査回答をする行為
- (7) 同一人物による重複応募、又は、なりすまし応募を行う行為

(委嘱の取り消し)

第 8 条 モニターが、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの委嘱を取り消すものとする。

- (1) 本要綱のいずれかに違反したとき
- (2) 本人から辞退の申出があったとき

(謝礼)

第 9 条 モニターが、第 2 条に定める職務を行ったときは、県は謝礼を支給する。

(提言事案の処理)

第 10 条 モニターが提出した提言は、大分県広聴事案取扱規程（昭和 43 年 3 月 29 日大分県訓令甲第 3 号）（以下、「規程」という。）及び広聴事務処理要領（以下、「要領」という。）の規定に基づき処理する。ただし、知事部局以外が所管する業務に対する提言は、要領第 8 条の規定によらず、規程及び要領第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条の規定に準じて処理する。

(提言等の活用)

第 11 条 大分県企画振興部広報広聴課長は第 2 条による提言を関係部局に送付し、関係部局は、これを県政推進の参考資料として活用する。

(費用負担)

第 12 条 モニターが職務で利用する機器や通信費等に関する経費は、すべて当該モニターが負担するものとする。

(モニターに関する制度変更)

第 13 条 県はモニターの承諾なしに、モニター制度についての一部若しくは全部の変更、一時中断、停止又は中止を行う場合がある。この場合において、県は、あらかじめモニターに告知する。ただし、あらかじめ告知する十分な時間がない場合には、モニター制度の変更等の実施後、速やかに告知する。

(庶務)

第 14 条 モニターに関する事務は、大分県企画振興部広報広聴課において処理する。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、モニターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。